

2 知的財産権講習会を開催

(1)開催概要

平成24年10月3日、10月10日に東桜会館および技術開発本部で知的財産権講習会を開催しました。

この講習会は従業員の知的財産に関する知識・意識の向上を目的とし、社外講師をお招きし毎年開催しているものです。今年度は弁理士・弁護士に加藤光宏先生に講師をお願いし、事業活動における知的財産の戦略的な活用方法やリスクとその対応の考え方などについて講演をしていただき、2回で当社およびグループ会社の約90人が受講しました。



知的財産グループ長による開会あいさつ

(2)講演内容

講演は大きく三部構成で、第1部では最近ニュースで話題となっている有名企業間における知的財産をめぐる紛争(特許権の権利侵害訴訟等)から読み取れる各社の事業戦略の違いについて解説していただき、知的財産の争いは、事業戦略の違いのぶつかり合いであることを学びました。

第2部では、知的財産権の権利侵害リスクについて、事業活動との関わりについて解説していただきました。事業戦略に知的財産を有効に活用し成功した企業の例をもとに、1件1件の特許を巡る侵害回避だけでなく、長期的な観点で事業戦略をもち、知的財産権を取得、活用していくことにより事業基盤を保護すると同時に自らが作っていくことが重要であることを学びました。

第3部では、具体的にどのような取り組みを行うことが望ましいのか、その考え方についての説明を受けました。権利侵害を回避するための方策(事前の先行特許調査、先使用权*確保、権利侵害となる恐れのある権利への対応、クロスライセンス)について、先生の過去の経験などを交えながら分かりやすく説明していただきました。

最後には、これからの電気事業の在り方にも関連するスマートグリッドに関連する技術を例に、事業戦略と知的財産についての検討事例を紹介いただき、講演が終わりました。



加藤先生の講演を熱心に聞く受講者

(3)まとめ

受講者からは、業務上で課題となっていることに対して、知的財産権の活用可否などの具体的な質問がでるなど、閉会時間ぎりぎりまで質疑応答が行われました。

受講者からのアンケート結果では、事業戦略と知的財産の関わりについての意識が高まったという回答や次回開催ニーズも数多くあるなど、知的財産に関する意識向上につなげることができたのではないかと考えております。

※ 先使用权

日本の特許権制度は先願主義であり、先に出願した者に権利が与えられる。しかし、これとは別に出願以前から実施していた者には先使用权として実施権が与えられる。

〈講師ご略歴〉

特許法律事務所 樹樹 弁理士・弁護士 加藤光宏先生
 昭和 63年 3月 京都大学工学部卒業
 昭和 63年 4月 川崎重工工業株式会社入社
 平成 9年 1月 弁理士登録
 平成 16年 4月 名古屋大学法科大学院入学
 平成 21年 12月より弁護士登録
 (ホームページ <http://www.juju-law.jp/staff>)

〈知的財産グループから〉

技術研究開発成果だけでなく業務の創意工夫によって得られた成果もまた当社の貴重な財産となります。技術開発本部では、この知的財産を経営資源として活用し「当社事業の競争力の確保」および「他者からの権利行使による事業制約の回避」を図るため、確実な権利化に向けて取り組んでいます。また、コンプライアンスの観点から他者の知的財産権を尊重し、当社が他者の権利を侵害することのないように権利侵害防止にも取り組んでいます。



執筆者／山西隆二